

# UBS ニュー・メジャー・バランス・ファンド(毎月分配型)

追加型投信/海外/資産複合



## 第166期決算のお知らせ

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

『UBSニュー・メジャー・バランス・ファンド(毎月分配型)』は、2019年11月25日に第166期決算を迎えました。当期につきましては、下記のとおり収益分配金をお支払いすることに決定しましたので、お知らせいたします。

**収益分配金** 20円(税引前)  
(1万口当たり)

■ 決算日	: 2019年11月25日
(計算期間: 2019年10月26日 ~ 2019年11月25日)	
■ 分配落ち後基準価額	: 8,108円(分配落)
■ 純資産総額	: 約83.3億円
■ 設定来分配金累計	: 8,230円

※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。上記の分配金は過去の実績であり、将来の分配金を示唆、保証するものではありません。分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。ただし、運用状況等によっては、委託会社の判断で分配金の金額が変わる場合、又は分配金が支払われない場合があります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

### ◎ 分配方針および分配額について

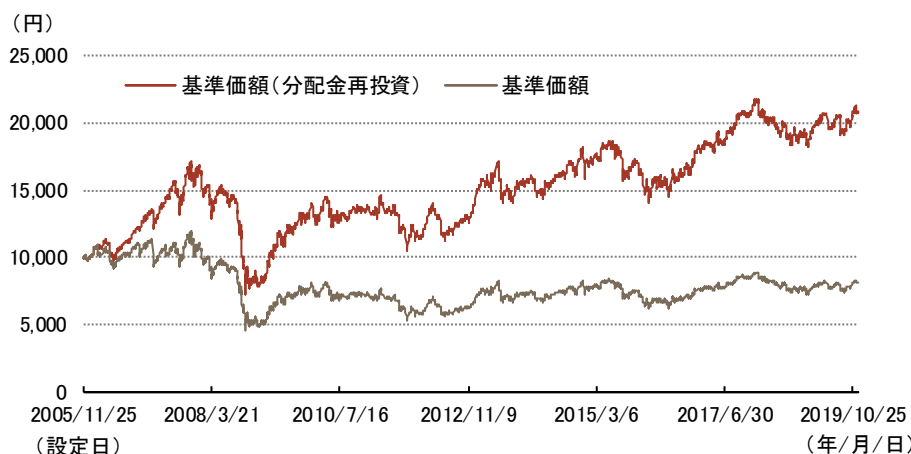
当ファンドは、毎月決算(原則として25日、休業日の場合は翌営業日)を行い、主に債券の利金収入や株式の配当収益(インカム・ゲイン)を分配原資として分配を行います。また、四半期ごと(2月、5月、8月、11月の決算時)には、債券、株式の値上がり益(キャピタル・ゲイン)を分配原資として、毎月の分配金に上乘せの分配を行う方針です。

この方針により、当期の分配額は主にインカム・ゲインを分配原資として、現在の運用状況、基準価額の水準等を勘案し、1万口当たり20円と決定いたしました。

当ファンドでは、引き続きBRICs諸国の経済発展に伴う株価の値上がり期待と、高利回りの新興諸国債券から安定した利金収入の獲得を目指しながら、運用成果の拡大に努めてまいります。

今後ともご愛顧賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

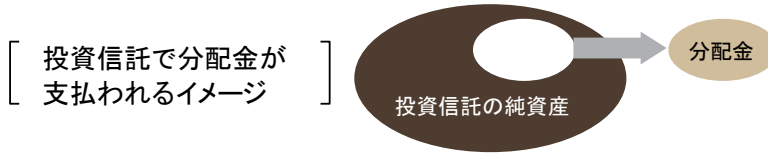
### ■ 基準価額(分配金再投資)の推移(設定日~2019年11月25日)



※基準価額(分配金再投資)は、運用管理費用(信託報酬)控除後、ファンドの分配金(1万口当たり、税引前)でファンドを購入(再投資)したと仮定した場合の価額です。  
※上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

**収益分配金に関する留意事項**

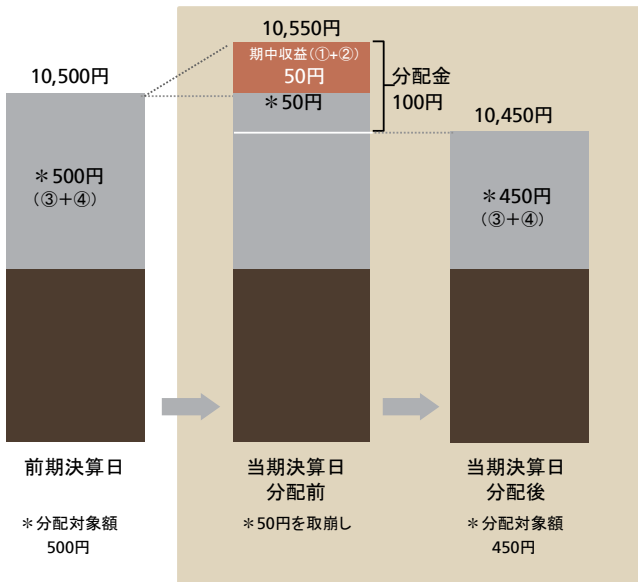
◎分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



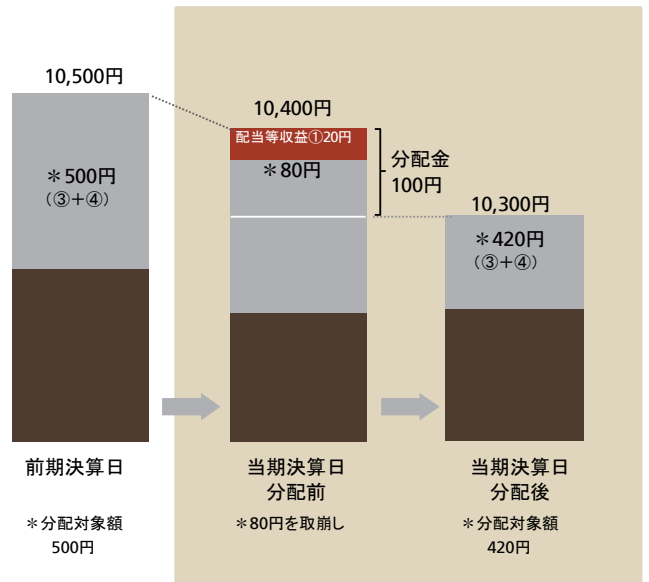
◎分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

**【計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合】**

**【前期決算日から基準価額が上昇した場合】**



**【前期決算日から基準価額が下落した場合】**

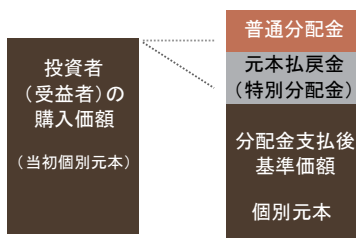


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

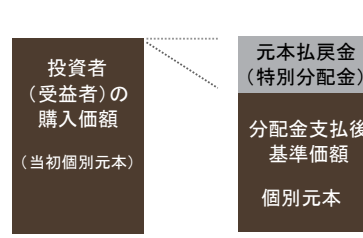
◎投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

**【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】**



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

**【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】**



普通分配金： 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
 元本払戻金： 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

## ファンドの特色

■主としてBRICs諸国・地域の株式\*1へ約50%程度、新興諸国・地域の政府、政府機関、もしくは企業等の発行する米ドル建ておよび現地通貨建て債券\*2へ約50%程度、投資します。

\*1 UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド \*2 UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド

■外貨建資産につきましては、原則として為替ヘッジを行いません。

■UBSアセット・マネジメント・グループ\*3が運用を行います。

\*3「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド」の運用指図に関する権限の委託先  
 ・UBSアセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド  
 ・UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー  
 「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド」の運用指図に関する権限の委託先  
 ・UBSアセット・マネジメント(アメリカス)インク

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドのリスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けませんが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

### 1. 株式投資の価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動しますので、短期的または長期的に大きく下落することがあり、株価の下落は基準価額が下落する要因となります。

### 2. 公社債投資の価格変動リスク

公社債の価格は、主に金利の変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、債券の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

### 3. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。なお、当ファンドが実質的に投資を行う新興諸国・地域には、一般的に先進国と比較して、「政治・経済および社会情勢等の変化の度合いおよび速度が大きい傾向にあること」、「資産の移転に関する規制等が導入される可能性が高いこと」、「企業等の開示に関する正確な情報確保が難しいこと」などのリスクおよび留意点があります。

### 4. 為替変動リスク

外貨建資産を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることとなります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額も変動します。

### 5. 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

短期間に相当額の解約申込があった場合には、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。

## その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

### ■分配金に関する留意点

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

「リスク管理体制」等については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## ファンドの費用

### ■ 投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用										
購入時	購入時手数料	<p>購入金額に応じて下記の手数料率を乗じて得た金額とします。 (購入金額: 申込受付日の翌営業日の基準価額÷10,000口×申込口数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>購入金額</th> <th>手数料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000万円未満</td> <td><u>3.30%</u> (税抜 3.00%)</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上5億円未満</td> <td><u>2.20%</u> (税抜 2.00%)</td> </tr> <tr> <td>5億円以上10億円未満</td> <td><u>1.10%</u> (税抜 1.00%)</td> </tr> <tr> <td>10億円以上</td> <td><u>0.55%</u> (税抜 0.50%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。</p>	購入金額	手数料率	1,000万円未満	<u>3.30%</u> (税抜 3.00%)	1,000万円以上5億円未満	<u>2.20%</u> (税抜 2.00%)	5億円以上10億円未満	<u>1.10%</u> (税抜 1.00%)	10億円以上	<u>0.55%</u> (税抜 0.50%)
購入金額	手数料率											
1,000万円未満	<u>3.30%</u> (税抜 3.00%)											
1,000万円以上5億円未満	<u>2.20%</u> (税抜 2.00%)											
5億円以上10億円未満	<u>1.10%</u> (税抜 1.00%)											
10億円以上	<u>0.55%</u> (税抜 0.50%)											
換金時	信託財産留保額	ありません。										

### ■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用																										
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	<p>日々の純資産総額に対して <u>年率1.936%</u> (税抜年率1.76%) を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額×信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>純資産総額</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500億円未満の場合</td> <td>0.85%</td> <td>0.85%</td> <td>0.06%</td> </tr> <tr> <td>500億円以上 1,000億円未満の場合</td> <td>0.83%</td> <td>0.87%</td> <td>0.06%</td> </tr> <tr> <td>1,000億円以上 2,000億円未満の場合</td> <td>0.81%</td> <td>0.90%</td> <td>0.05%</td> </tr> <tr> <td>2,000億円以上の場合</td> <td>0.80%</td> <td>0.92%</td> <td>0.04%</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;役務の内容&gt;</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>運用財産の管理、運用指図実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>マザーファンドの投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。 ※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p>	純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社	500億円未満の場合	0.85%	0.85%	0.06%	500億円以上 1,000億円未満の場合	0.83%	0.87%	0.06%	1,000億円以上 2,000億円未満の場合	0.81%	0.90%	0.05%	2,000億円以上の場合	0.80%	0.92%	0.04%	委託会社	委託した資金の運用の対価	販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	受託会社	運用財産の管理、運用指図実行等の対価
純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社																									
500億円未満の場合	0.85%	0.85%	0.06%																									
500億円以上 1,000億円未満の場合	0.83%	0.87%	0.06%																									
1,000億円以上 2,000億円未満の場合	0.81%	0.90%	0.05%																									
2,000億円以上の場合	0.80%	0.92%	0.04%																									
委託会社	委託した資金の運用の対価																											
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価																											
受託会社	運用財産の管理、運用指図実行等の対価																											
	その他の費用・ 手数料	<p>諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、日々計上され、原則毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>監査費用</td> <td>監査法人等に支払うファンド監査に係る費用</td> </tr> <tr> <td>印刷費用等</td> <td>法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等</td> </tr> </tbody> </table> <p>実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>売買委託手数料</td> <td>有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料</td> </tr> <tr> <td>保管費用</td> <td>海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用</td> </tr> </tbody> </table> <p>※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。</p>	監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用	印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等	売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料	保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用																		
監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用																											
印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等																											
売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料																											
保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用																											

投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、事前に表示することはできません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## お申込メモ

購入単位	1円単位または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口=1円)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として販売会社の営業日の午後3時までには受付けたものを当日の申込分とします。
購入・換金不可日	ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、スイス取引所もしくはシンガポール証券取引所またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、チューリッヒの銀行もしくはシンガポールの銀行の休業日と同日の場合には、購入・換金の申込みの受け付けは行いません。
信託期間	無期限(2005年11月25日設定)
繰上償還	純資産総額が50億円を下回ることとなったとき、信託契約を解約(償還)することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、ファンドが繰上償還となることがあります。
決算日	原則として毎月25日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	毎月(年12回)の毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

## ファンドの関係法人

委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号 加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
販売会社	大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号 加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
マザーファンドの 投資顧問会社	UBSアセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー UBSアセット・マネジメント(アメリカス)インク

本資料は、運用状況に関する情報提供を目的として、UBSアセット・マネジメント株式会社によって作成された資料です。投資信託は値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。また、投資信託は預貯金とは異なり、元本は保証されておらず、投資した資産の減少を含むリスクがあることをご理解の上、購入のお申込をお願いいたします。投資信託は預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関を通じてご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料の中で記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。購入のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)等をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。

© UBS 2019. キーシンボル及びUBSの各標章は、UBSの登録又は未登録商標で、UBSは全ての権利を有します。